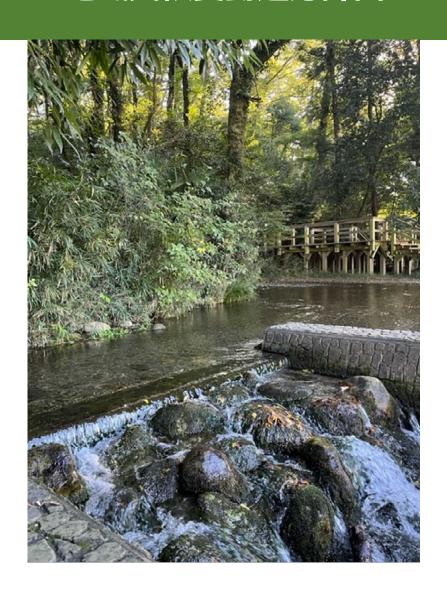
第6章

地域気候変動適応計画



第6章 地域気候変動適応計画

1 適応計画の背景と目的

地球温暖化は地球全体での平均気温の上昇だけでなく、海水の膨張や氷河の融解による海面の上昇、大雨や大型台風の頻発など、様々な気候変動を生じさせつつあると考えられており、日本においても、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしています。

平成30年(2018年)に施行された「気候変動適応法」では、日本における適応策の法的位置付けが明確化されるとともに、地方自治体には地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされました。

また、気候変動による影響は、生活環境や自然生態系など多岐に渡るものと考えられており、 国では「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」と の認識を世界と共有することを目的として、令和2年(2020年)11 月に「気候非常事態宣言」を 決議しました。

これらを踏まえ、本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後、気候変動が加速した場合、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことのできるまちを実現することを目的とし、地域気候変動適応計画を策定します。



出典:環境省ホームページ

2 気候変動による影響の評価

国の気候変動適応計画では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。

本市では、国の気候変動による影響評価の結果を踏まえ、これらのうち本市に影響が出ると考えられる分野・項目について、下記の選定基準により抽出し、適応策を講じていきます。

選定基準①:国の「気候変動影響評価報告書」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市においても存在する項目

選定基準②:本市において、気候変動による考えられる影響がすでに生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

国の気候変動における影響の評価のうち新座市に関連性が高いと考えられる項目①

八田子	上 塔口	項目 小項目			国の評価	
分野	人垻日			重大性	緊急性	確信度
		野菜等		\Diamond	0	Δ
			RCP2.6	0	0	0
農業・			RCP8.5	0		
林業・	農業	麦·大豆·飼料作物等	麦·大豆·飼料作物等		\triangle	\triangle
水産業		畜産		0	0	\triangle
		病害虫·雑草等		0	0	0
		農業生産基盤		0	0	0
	水環境	河川		\Diamond	\triangle	
水環境・	水資源	」 7K (耳(☆) (TII) 	RCP2.6	0	C	C
水資源			RCP8.5	0		
		水供給(地下水)		0	\triangle	\triangle
	陸域生態系	自然林·二次林	RCP2.6	\Diamond	0	0
			RCP8.5	0		
		里地·里山生態系		\Diamond	0	
自然生態系	淡水生態系	河川		0	\triangle	
	その他	生物季節		\Diamond	0	0
		分布・個体群の	在来種	0	0	0
		移動	外来種	0	0	0
自然災害· 沿岸域	河川	洪水	RCP2.6	0	0	0
			RCP8.5	0)
		内水		0	0	0
	その他	強風等		0	0	\triangle
	暑熱	死亡リスク等		0	0	0
健康		熱中症等		0	0	0
	感染症	節足動物媒介感染症		0	0	\triangle

※凡例は以下の通りである。

【重大性】○:特に重大な影響が認められる、◇:影響が認められる、-:現状では評価できない

【緊急性】○:高い、△:中程度、□:低い、-:現状では評価できない

【確信度】○:高い、△:中程度、□:低い、一:現状では評価できない

国の気候変動における影響の評価のうち新座市に関連性が高いと考えられる項目②

八田マ	大項目 小項目	国の評価			
分野		小項日	重大性	緊急性	確信度
本民先 泽。	都市インフラ・ ライフライン等	水道、交通等	0	0	0
市民生活· 都市生活	文化・歴史などを	生物季節	\Diamond	0	0
	感じる暮らし	伝統行事·地場産業等	_	0	\triangle
	その他	暑熱による生活への影響等	0	0	0

※凡例は以下の通りである。

【重大性】○:特に重大な影響が認められる、◇:影響が認められる、-:現状では評価できない

【緊急性】○:高い、△:中程度、□:低い、-:現状では評価できない 【確信度】○:高い、△:中程度、□:低い、-:現状では評価できない

国の気候変動による影響の評価手法

【重大性】

①影響の程度(エリア・期間)、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性(元の状態に回復することの困難さ)、④当該影響に対する持続的な脆弱性・暴露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、「特に重大な影響が認められる」「影響が認められる」の評価を行っています。例えば、人命の損失を伴う、文化的資産に不可逆な影響を与える、といった場合は「特に重大な影響が認められる」と評価されます。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに、3 段階(「緊急性は高い」、「緊急性は中程度」、「緊急性は低い」)で評価し、緊急性の高い方を採用しています。例えば、既に影響が生じている場合などは「緊急性は高い」と評価され、21 世紀中頃までに影響が生じる可能性が高い又は概ね 10 年以内(2030 年頃より前)に重大な意思決定が必要である場合は「緊急性は中程度」と評価されます。

【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれの観点ごとに、3 段階(「確信度は高い」「確信度は中程度」「確信度は低い」)で評価しています。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解の一致度が高くても、「確信度は中程度」以下に評価されることがあります。

3 適応策の推進

本市において既に起きている、または今後予測される気候変動による影響を回避・軽減するため、地域気候変動適応計画に基づき、影響のある分野について適応策を講じていきます。

また、市では、気候変動に伴う被害を回避・軽減の取組を強化していく目的から、「新座市気候変動適応センター(埼玉県環境科学国際センターに設置する埼玉県気候変動適応センターとの共同設置による)」を気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターとして位置付け、気候変動への適応に関する情報を収集、整理、分析するとともに、情報の提供や取り組みの周知等を行っていきます。

> 農林水産業

取組内容	担当課
高温による農業従事者への影響について、熱中症対策の普及啓発を行います。	産業振興課
気候変動による農作物への影響について情報収集を行うとともに、農業従事者に対して情報提供を行います。	産業振興課

▶ 水環境・水資源

取組内容	担当課
河川等の水質調査を継続的に実施します。	環境課
気候変動における影響について、埼玉県気候変動適応センターと連携して最 新情報の科学的な知見等の把握に努め、今後の適応策に活用します。	環境課
災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の 有効活用(災害用井戸・雨水貯留槽設置)を図ります。	危機管理室 水道施設課 水道業務課 環境課

> 自然生態系

取組内容	担当課
気候変動による生態系ネットワークへの影響について、埼玉県気候変動適応センターと連携して情報収集に努め、住民等に情報提供します。	環境課
市内を流れる河川・用水や湧水等の水環境の変化に関する情報を、埼玉県気候変動適応センターと連携して情報収集を行い、住民等に情報提供します。	環境課
外来生物について情報収集を行うとともに、捕獲・駆除を通じて、在来種保護 や農作物などへの被害拡大の防止に努めます。	環境課
野生動植物の生息・生育の実態について、埼玉県気候変動適応センターと連携して情報収集に努め、住民等に情報提供します。	環境課

> 自然災害·沿岸域

取組内容	担当課
市ホームページ等を通じて、市民への災害ハザードマップの周知を図ります。	危機管理室
雨水抑制対策量の引き上げにより、溢水対策を強化します。	道路河川課
浸水被害を受けた住宅を復旧修繕に向けた工事に対して、修繕工事費の補助を実施します。	建築審査課
災害に強い建物への改修を進め、既存木造住宅の耐震診断や改修に係る費用の一部を助成します。	建築審査課
日頃から災害時対応の訓練を実施するとともに、災害時における協力体制を 構築・維持します。	全庁
電気の供給が途絶えた場合でも、電力を確保するため、公共施設における非常用発電設備や避難所への再生可能エネルギー及び蓄電地の導入を進めます。	施設所管課
地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進め、エネルギー供給における 多様化・分散化を図るため、事業所、住宅等における太陽光発電システム等の 導入について市民等に対しての啓発を実施します。	環境課

▶ 健康

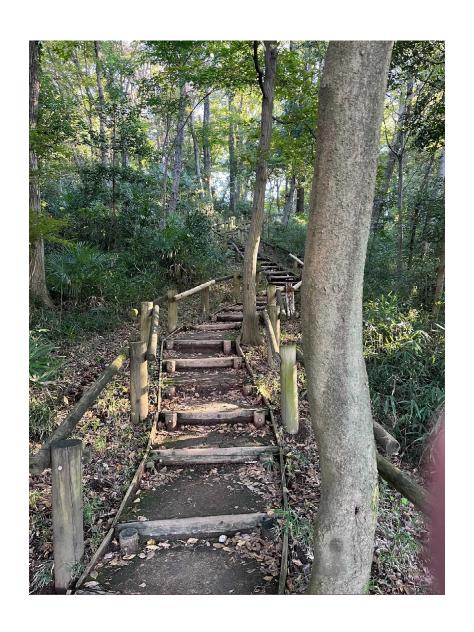
取組内容	担当課
熱中症予防について、広報にいざや市ホームページを通じた周知や、事業等で関連するリーフレットの配布による普及啓発を行います。	保健センター
熱中症警戒アラート発令時には、防災無線による注意喚起を実施します。	保健センター

▶ 市民生活·都市生活

取組内容	担当課
道路等のインフラ整備、延焼遮断機能の高い緑やオープンスペースの確保、幹線道路沿道の不燃化促進など住居系市街地の再整備により、居住の安全性を高める検討を行います。	都市計画課
本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携する 地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に備える避難拠点や物資拠点、 後方医療である医療拠点等の施設の整備を進めます。	危機管理室
防火水槽や消火栓の配置及び維持管理の適正化や避難所として活用する 公共施設の不燃化・耐震化整備を促進していくとともに自主防災会の育成 強化や防災関係機関と連携を図り、市民と自治体の共助による防災体制の 整備を推進する。	危機管理室

第7章

計画の推進



第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、庁内の環境関連部署はもとより、市民・事業者等の参加・協働により推進を図っていくために、次のような推進体制により、計画を推進していきます。

環境審議会

環境審議会は、新座市環境基本条例に基づき、有識者等により組織される会議です。本計画の実施状況や環境の保全等に関する重要事項について審議し、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

庁内総合環境政策推進会議

庁内総合環境政策推進会議は、市民環境部長を会長とし、市の環境関連部署の所属長を構成員としています。本計画の効果的な推進及び進行管理、各種施策・事業等の推進に関することについて討議します。

市民

一人ひとりが環境問題について認識し、ごみの削減、節電や節水など環境に配慮した行動を 日常的に実践するとともに、主体的に連携・協働し、環境に配慮した生活と行動変容を推進しま す。環境関連の活動等に取り組む民間団体は、積極的に情報発信を行い、ネットワークを強化し ていきます。

事業者

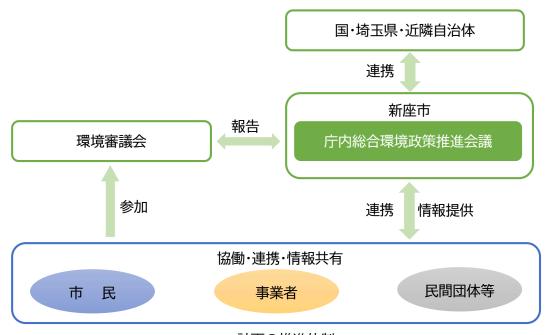
事業活動が環境に与える負荷を認識し、省エネ・脱炭素化に向けた取組や公害防止、廃棄物の適正処理などに取り組みます。経済活動の中に環境の視点を組み込み、業種間を超えた連携により、新たな産業の振興を図り、持続可能なまちの構築に寄与します。

新座市

本計画の環境の保全に関する施策・事業を計画的に実施するとともに、市民・事業者が行う環境保全のための取組を支援します。市自ら環境負荷の低減に向けた率先行動を実践し、各主体間の連携・協働を促進する場と機会の提供を図ります。

国や埼玉県、周辺自治体等との連携

本計画に関する取組を推進するにあたり、国、埼玉県及び周辺自治体等との調整・連携・協力を図ります。

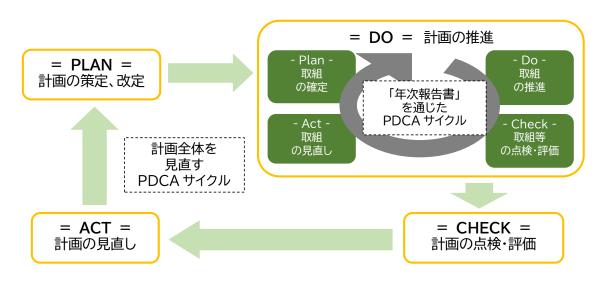


計画の推進体制

2 進行管理

計画の進捗状況を適切に把握し、着実に推進するために、毎年、計画に定めた取組の実施状況、目標値の達成状況等を把握し、必要に応じて取組の追加等について検討する PDCA サイクルを導入します。

また、これらの進捗状況を毎年度把握し、その結果を市のホームページや年次報告書等に掲載して、情報の公開と共有を図ります。



PDCA サイクルを利用した進行管理